

東北文化学園大学大学院履修規程

「平成 15 年 4 月 7 日」
「制 定」

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東北文化学園大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 27 条第 3 項の規定に基づき、東北文化学園大学大学院（以下「本大学院」という。）博士課程前期 2 年の課程（以下「前期課程」という。）及び博士課程後期 3 年の課程（以下「後期課程」という。）における授業科目の履修方法その他の必要な事項について定めるものとする。

(教育課程の編成)

第 2 条 本大学院の前期課程の教育課程は、次に掲げる授業科目をもって編成する。

- (1) 共通科目
- (2) 専門科目

2 本大学院の後期課程の教育課程は、次に掲げる授業科目をもって編成する。

- (1) 学際領域科目
- (2) 専門科目

(授業科目)

第 3 条 本大学院において開設する授業科目の種類、配当年次及び単位数は、大学院学則別表第 1 のとおりとする。

2 授業科目の授業内容等は、学年の初めに、授業概要（シラバス）を学生に配付し、周知する。

(履修方法)

第 4 条 前期課程修了に必要な修得単位数は、30 単位以上とし、次により修得しなければならない。

- (1) 共通科目及び専門科目（特別研究を除く。）は、原則として 1 年次に 14 単位以上とし、2 年次前期までに 22 単位以上
- (2) 特別研究は、2 年次までに 8 単位

2 後期課程修了に必要な修得単位数は、12 単位以上とし、次により修得しなければならない。

- (1) 学際領域科目から 2 単位以上、専門科目（特別演習を除く。）から 2 単位以上
- (2) 特別演習は、3 年次までに 8 単位

(履修手続)

第 5 条 学生は、毎学年又は毎学期の初めに、履修を希望する授業科目について、履修届を研究科長に届け出て、承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の履修計画を立てるに当たっては、指導教員の指導を受けるものとする。

(履修の禁止)

第 6 条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修届を届け出していない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

(履修の取消)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、履修を取り消すことがある。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。ただし、延納又は分納の手続を行った場合は除く。
- (2) 学期の途中で退学、又は除籍された者。

(試験)

第 8 条 定期試験は、学期の末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

3 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 授業料等の未納入者
- (2) 授業の出席時間数が、その総時間数の 3 分の 2 に達していない者

(追試験)

第 9 条 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けられなかった者に対して行う。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、試験日の翌日までに追試験願に、次に掲げるいずれかの書類を添えて研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。

区分	事 由	必要提出書類
1	疾病及び怪我等により欠席した場合	医師の診断書
2	公共交通機関の遅延により欠席した場合	遅延証明書
3	試験当日の事故・災害により欠席した場合	事故証明書等
4	忌引き（3 親等までの家族に限る。）	保証人の証明書（会葬御礼葉書等）
5	就職試験により欠席した場合	求人先若しくは、進学就職センターの証明書

3 追試験の実施時期は、その都度別に指定する。

(再試験)

第 10 条 再試験は、定期試験の結果、不合格になった授業科目について担当教員の承認を得た場合に行う。

2 再試験の実施時期は、その都度別に指定する。

3 再試験を許可された者は、教務課に再試験受験料（1 科目 1,000 円）を納めなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第 11 条 学生は、他の大学院等における授業科目を履修しようとする場合は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、前期課程に

VII 諸規程

限って10単位までとする。

(他の大学院等における研究指導等)

第12条 学生は、他の大学院又は研究所等(以下「他の大学院等」という。)において研究指導を受けようとする場合、あらかじめ研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、前期課程の学生が受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により学生が受けた研究指導は、本大学院において受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(外国の大学院等における履修)

第13条 学生は、外国の大学院等における授業科目を履修しようとする場合は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項及び第14条第2項の規定により修得した単位数と合わせて前期課程に限って10単位までとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学生は、本大学院に入学する前に、本大学院、他の大学院等において修得した単位の認定を受けようとする場合は、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第11条第2項及び前条第2項の規定により修得した単位数と合わせて前期課程に限って10単位までとする。

(学位論文の提出及び審査)

第15条 学位論文は、指定した期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 前項に関し、研究科教授会が前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

(最終試験)

第16条 最終試験は、第4条に規定する単位を修得し、かつ、学位論文の審査が終了した者について、その学位論文を中心として、これに関連のある専門分野について、口述その他の方法により行う。

(修了の認定)

第17条 最終試験に合格した者の修了の認定は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、研究科教授会及び大学運営会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月7日から施行し、平

成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年3月2日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年5月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

----- 東北文化学園大学大学院科目等履修生規程

「平成20年2月6日」

「大学運営会議決定」

(趣旨)

第1条 この規程は、東北文化学園大学大学院学則

第58条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 前号に定める者と同等以上の学力があると認められた者

(3) 東北文化学園大学に在学する者

2 前項第3項の取扱いについては、別に定める。

(入学の時期)

第3条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の理由があるときは、これによらないことができる。

(志願方法)

第4条 入学を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 入学願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身校の卒業(修了)証明書及び成績証明書

(4) 健康診断書

(5) 職業を有する者については、所属長の承諾書

(6) 外国人については、外国人登録済証明書又はこれにかわる証明書

(7) その他必要と認める書類

(選考)

第5条 入学を志願する者の選考は、研究科教授会が行い、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(単位の修得)

第7条 科目等履修生は、試験を受けて単位を修得することができる。